

令和6年度議場結婚式 実施要項

1. 趣旨

狛江市では、市に愛着を持っていただける環境づくりを推進しています。

狛江市役所本会議場で結婚式を挙げることにより、お二人の門出を温かく祝福すると共にお二人の一生の思い出として記憶に残り、狛江市に長く住み続けていただくことを目指します。

さらに、狛江駅前のほこみちエリアで開催されるアフターティーパーティーへの参加を通して「狛江愛」を一層深めてもらえるように努めます。

2. 実施概要

(1) 日時

実施日 令和6年11月9日(土) 午前10時又は午後2時(予定)

※実施については担当課との事前相談が必要です。

※挙式前に10分程度リハーサルを実施します。

(2) 場所

狛江市役所3階本会議場、狛江駅前のほこみちエリア

(3) 挙式形式

人前式

式の終了後、狛江駅前のほこみちエリアでアフターティーパーティーを開催。

※ティーパーティーは、一般社団法人狛江まちみらいラボがお手伝いします。

(4) 列席者

新郎新婦、司式者(市職員)、新郎新婦の家族・友人等(1組10名程度まで)市長・議長(公務の状況により列席できない場合があります。)

(5) 内容

宣誓式(結婚証明書署名、祝辞、誓いの言葉等)

記念撮影(議場)

(6) 所要時間

30分程度(挙式約20分、記念撮影約10分)

※ティーパーティーは、60分程度

(7) 実施組数

最大2組(多数抽選)

(8) 挙式費用

無料

(9) 募集期間

令和6年8月31日(土)まで

(10) 応募方法

広報こまえ、狛江市ホームページ、案内ちらしにある二次元コードから電子申請で必要事項を入力して応募

3. 応募資格

議場結婚式当日にお二人のうちどちらかが狛江市に居住している、または居住予定で、次の

(1) から(3)すべてに該当する方。

(1) 令和5年11月5日から令和6年11月9日までに婚姻届を提出または提出予定で、結

婚式を挙げていない方。

- (2) 新郎新婦及び列席者が狛江市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しないこと。また、これらと関係がないこと。
- (3) 当日の写真を広報やホームページ等のメディアに掲載可能な方。

4. その他

- (1) 式当日に婚姻届を提出する場合は書類内容確認のため、婚姻届を記入の上1週間前までに市民課で事前審査を受けていただきます。
- (2) 応募者へは後日メールで連絡し、ヒアリングを実施します。
- (3) オリジナル結婚証明書は挙式後、新郎新婦にプレゼントします。
- (4) 新郎新婦の衣装は自由となります。ご自身で用意をお願いします。
- (5) 議場内や待合場所では水分補給のみ可です。